

主要農作物種子法条例制定と万全の対策をもとめる請願

2019年 3月 4日

愛知県議会議長

松川 浩明 殿

請願団体 農民運動愛知県連合会

住所 愛知県豊田市久保町 2-5-1 鳴神ビル 205

代表者 伊藤 政志



紹介議員 わしの恵子
下奥 奈歩

【請願の趣旨】

一昨年の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立し、昨年3月末をもって同法は廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法の廃止で、コメなどの種子価格の高騰、地域に適合した品種の維持、開発の後退などが懸念されています。

愛知県議会では、一昨年12月に国に対して「法の廃止により、都道府県の取組が後退することへの懸念や、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じるおそれがある」との意見書を提出しています。しかし、法が廃止されたことで、政府の予算措置の後退により、これまでの種子法に基づいた試験場等とりくみが後退することも懸念されています。ついては、国に対し主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を作することを要請してください。

愛知県では、種子法廃止後も以前と変わらない体制を維持するため、要綱を制定しましたが、「当面は要綱で十分」として条例化は進んでいません。すでに新潟県、富山県、兵庫県、山形県、埼玉県では種子法に代わる条例を制定、北海道、岐阜県、長野県、福井県、宮城県が条例を準備中です。

愛知県は全国でも先進的な農業県であり、将来にわたって種子の品質確保と安定供給ができるようにするためには、「主要農作物種子条例」の制定が必要です。

以上の趣旨から、下記事項について請願します。

【請願事項】

- 1、国に対して主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を作ること求める、意見書を提出してください。
- 1、「主要農作物種子条例」の制定をしてください。